

「手話言語条例調査研究 特別委員会」の最終報告

本委員会では約2年間にわたり、他自治体の条例調査や、ろう者等当事者の方々との意見交換等を行ってきました。その結果、本市の観光地としての特性を踏まえ、市民全体に手話言語の理解を広げるため、市独自の条例制定が必要との結論に至りました。条例には、手話を言語として明確に位置付けることや、学習機会の充実を盛り込むべきとしたほか、市への提言事項として、手話通訳士の処遇改善やデフリンピックの魅力発信についてなど、9月定例会において委員長より最終報告を行いました。



委員長
報告映像



議会用語の解説

今号で使われている
議会用語を紹介します。



修正動議

原案に対し、議員が修正の提議を行うとき、提出する動議のことです。原案の修正を行う場合は、修正案を備え文書により「修正動議」を提出することになります。

委員会においては、委員1人でも動議を提出することができますが、本会議においては、動議が認められ会議の議題とされるには、提案者のほかに1人以上の賛成者が必要です。



附帯決議

議会での議決にあたって、その運用上の努力目標や注意事項などを盛り込んだ決議のことをいいます。決議に法的な拘束力はありませんが、議会の意思表示となり政治的に尊重されるべきものとされています。

◆編集後記◆

私たち議会広報特別委員会は、この4年間6名で編集作業を行いました。

市民の皆さまに親しまれ、読みやすい議会だよりを目指して精一杯取り組んできましたが、ご期待に添える内容でしたでしょうか。

今年12月には太宰府市議会の改選が行われます。

そして次号から新しい体制の議会広報特別委員会での編集となります。

今後とも末永くご愛読いただきますようお願い申し上げます。

4年間本当にありがとうございました。

(久)

発行責任者

議長 門田直樹
議会広報特別委員会 委員長 原田久美子
副委員長 笠利毅



委員 馬場礼子
委員 今泉義文
委員 木村彰人
委員 堺利剛
副委員長 笠利毅
委員長 原田久美子